

## 福島特措法「重点推進計画（案）」について

平成 30 年 2 月 14 日  
新生ふくしま復興推進本部  
福島イノベーション・コースト構想推進本部

## 1 経緯

- 平成 29 年 5 月の福島特措法の改正、同年 6 月末閣議決定の福島復興再生基本方針の変更を踏まえ策定するもの。

## ＜重点推進計画＞

- 福島復興再生特別措置法第 81 条に基づき、再生可能エネルギー、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業等の新産業創出に向け、福島復興再生基本方針に即して県知事が作成、内閣総理大臣の認定を申請することができる計画。
- 計画には、以下の項目を定める。

① 区域 ② 目標

③ 福島イノベーション・コースト構想（区域・取組・特例事業※）

④ 全県での取組 ⑤ 期間

※ (1) 廃炉等、ロボット、農林水産業その他の分野における技術の高度化に関する研究開発を行う事業であって、新たな産業の創出に寄与するもの  
(法 § 81 ③一 イ、ロ、ハ)

(2) ロボットに係る新たな製品又は新技術の開発に関する試験研究を行う事業  
(法 § 81 ③二 イ、ロ)

- 計画の認定後は、特例事業の活用が可能となり、福島イノベーション・コースト構想の推進等が法的に担保される。

## 2 計画（案）

別紙のとおり

## 3 スケジュール

- 本日、法定市町村意見聴取、パブリックコメントを開始【28 日期限】
- これら意見内容も参考に、国との調整を経て計画策定したい。
- ※ 計画決定及び内閣総理大臣申請時期については、国と今後調整